

法律で 解決!

中小企業トラブルは 怖くない!

監修：弁護士
宮下正彦

事例

下請代金支払遅延等防止法を 活用しましょう。

増田さんは建築設計会社を経営しています。建設会社からの受注も毎月、順調に増え、忙しくなってきました。最近、建設会社のA社からの委託で、建築設計図面の作成を行うことになりました。ところが発注先の担当者が忙しく、契約書の締結を待たずに仕事内容を伝えられただけで作業に取りかかることとなり、指定された納品日に何とか間に合わせました。納期は非常に短く、増田さんは社員に深夜残業をさせて納品しなくてはなりません。ようやく納品し終わり、支払についての確認をしようと発注先の担当者に問い合わせると、一方的に業務委託契約書が送られてきたのですが……。

……登場人物……

- 増田さん (株)スパイス代表
- 宮下弁護士 健全な企業の力になりたいと願い、研鑽を続ける弁護士

宮下 相手先からはどのような内容の契約書が送られてきたのですか？
増田 A社が、毎月末日までに出来高から委託料を計算し、翌々月の未だに支払うという内容の契約になっていました。これだと「こちらが請求してから」ではなく、「A社が出来高を計算してから」支払期日が設定されることになり、それからさらに二ヶ月も待たなければなりません。

このような条件は、法律違反にならないのでしょうか。今回、納期は一週間と非常に短いものだったので、もし委託料の支払いが遅れてしまうと、私どもとしても納得がいきません。

宮下 これは、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に違反する典型的なケースに当たります。下請法では一定の下請代金は、その対象となる製品やサービスを受領した日から六〇日以内に支払わなければならないことになっています。（二条の二）。本来、この契約は「当社が、毎月末日までに請求し、相手会社は、翌月の末までに支払う」とされるべきものです。公正取引委員会ではそのように取り決めていますが、もしA社がこれに違反した場合、支払いが六〇日より遅れた日数分について、御社は年一四・六％の割合による遅延損害金を請求することができます（四条の二）。A社が下請法を守らない場合は、公正取引委員

会に申告し、勧告してもらうこともできます。

増田 しかし、A社は業界大手で、今後大事な取引先になると思うので、目立った行動をとって仕事を減らされないかと心配です。

宮下 確かに中小企業の経営者にとつて、取引先との関係が最も頭を悩ますところであるのはよくわかります。しかし、毎回きちんとした業務委託が締結されずのまま仕事を続けられれば、御社の職場環境や、特に財務状況が不安定なものにもなりかねません。

したがって、相手方に対して主張できることや、執ることができるとは理解し、把握しておくべきだと思います。ここでは下請法について、しっかりと理解しておきましょう。



宮下 全ての取引に共通して当てはまることですが、仕事を受注するときには前もって書面で契約内容を確認しておかねばなりません。下請法上、A社のような立場の会社は親事業者と呼ばれるのですが、下請法では委託契約書を交す際の親事業者の義務として、①発注時に支払期日を定めること、②取引記録の書類を作成し、保存すること、③支払いが遅れた場合、延滞利息を支払うことを定めています。